平成２９年（フ）第４９４号
堺市堺区七道西町12番地22　七道並松団地２棟102号
債務者　薦田　敏隆
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４９８号
堺市堺区松屋町１丁４番地の１　医療法人清恵会　清恵会三宝病院、住民票上の住所堺市北区東雲東町３丁８番24号
債務者　尾倉　富夫
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４９９号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番236号
債務者　田中　伸欣
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
堺市堺区南旅篭町東１丁２番18―312号
債務者　高安　高司
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５１９号
堺市南区城山台２丁１番３―703号
債務者　堀口　昌一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２０号
堺市南区城山台２丁１番３―703号
債務者　堀口千惠子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２１号
堺市南区城山台２丁１番３―703号
債務者　堀口　　諒
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
和歌山市つつじが丘５丁目３番地３　アトリオつつじが丘、前住所和歌山市木ノ本580番地１
債務者　中根　裕子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８号
和歌山市中之島954番地４　ラルゴ・アイⅡ102号
債務者　本田　幸弘
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０号
和歌山市中之島941番地　彩城コーポ202
債務者　村上　和江
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２４号
和歌山市南材木丁２丁目３番地１　シティヴィラ城東３－Ｃ
債務者　山田　大介
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５号
和歌山市松江東２丁目４番５号　ディアス松野102号室、前住所和歌山市加太2201番地63
債務者　石田　政主
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６号
和歌山市岡北ノ丁19番地　ラインビルド大新503号
債務者　山崎久美子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６５号
仙台市宮城野区岩切分台１丁目２番地の１　グローリオ岩切604
債務者　加茂　真希
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
仙台市若林区三百人町100番地　門脇コーポ103
債務者　板橋　光子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
秋田県横手市平鹿町浅舞字蒋沼181番地５
債務者　及川ユリ子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４１号
新潟県上越市大字岩木36番地53　ニューコーポ峯　102号
債務者　圓子明美智
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所高田支部